

滋賀県保健医療計画に記載された医療機能の変更要領

- 1．滋賀県保健医療計画（以下「計画」という。）に記載されている医療機能（以下「計画の記載事項」という。）を変更しようとするときは、医療機関は別記様式1により、その内容を当該医療機関を管轄する保健所長に届け出るものとする。
- 2．前号の届け出を受けた保健所長は、必要があるときは事実を確認した上で、当該変更による地域の医療連携体制や医療水準への影響に関する意見を付して、健康福祉部長に副申するものとする。
- 3．健康福祉部長は、前号の副申を受け、計画の記載事項を変更することが適当であると認めるときは、医療機関名の追加・削除を含めた必要な変更を行うものとする。
- 4．計画の記載事項の変更は、計画に追補版（別記様式2）を設け、追補版に変更の内容を記載することによって行う。
- 5．前号の追補版は、計画とともに滋賀県ホームページ（医務薬務課のページ）に掲載することによって公表するものとする。
- 6．変更された計画の記載事項については、滋賀県医療審議会において報告するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月1日の事例から適用する。

別記様式 1

保健医療計画に記載された医療機能変更届

滋賀県知事

様

医療機関の名称

届出者職・氏名

印

滋賀県保健医療計画に記載された医療機能について、次のとおり変更を届出ます。

医療計画記載ページ	該 当 医 療 機 能
本文： 別冊：	
変 更 の 内 容	
備 考	

- (1) 届出者職・氏名の欄には医療機関の長が職名を記載し記名・押印してください。
- (2) 該当医療機能の欄は、原則として医療機能を表している保健医療計画の見出しを記載してください。
- (3) 変更の内容の欄は、現行の記載に即して、何をどのように変更するのかがわかるように記載してください。(医療機関名の追加または削除、対応できる治療法の追加または削除 等)
- (4) 変更理由の欄には、変更に至った理由を具体的に記載してください。
- (5) 備考欄には、当該医療機能の変更により、地域における医療連携体制において医療機関が果たして行こうとする役割等について記載してください。

別記様式 2

滋賀県保健医療計画追補版

変更年月日	ページ等	変 更 内 容

参考

医療計画に記載される医療機関であることが要件となる場合（概要）

医療法

- 診療所の一般病床設置（医療法施行規則第1条の14第7項）
次に掲げる診療所は、許可の代わりに届出によって一般病床が設置できる。
 - ① 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
 - ② へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
 - ③ ①及び②に掲げる診療所のほか、例えば、小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
- 救命救急センター（平成19年7月20日指導課長通知）
医療計画において救命救急医療機関として位置付けられたものが救命救急センターとされる。
- 社会医療法人の認定（法第42条の2第1項第5号）
当該病院又は診療所の名称が、次に掲げる救急医療等確保事業に係る医療連携体制を構成するものとして、医療計画に記載されることが必要。
（「6. 医療法人制度について」を参照）
 - ① 救急医療
 - ② 災害時における医療
 - ③ へき地の医療
 - ④ 周産期医療
 - ⑤ 小児医療（小児救急医療を含む）

診療報酬

- 初診料における時間外加算の特例
次に掲げる保険医療機関であって都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療機関が特例の適用を受ける。
 - ① 地域医療支援病院
 - ② 救急病院又は救急診療所
 - ③ 病院群輪番制病院、輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院
- 救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算
次に掲げる保険医療機関であって都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療機関において、緊急に入院を必要とする重症患者に対して救急医療が行われた場合に算定できる。
 - ① 地域医療支援病院
 - ② 救急病院又は救急診療所

③ 病院群輪番制病院、輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院

○ 地域連携クリティカルパス

平成 20 年度の診療報酬改定において追加される、脳卒中の地域連携クリティカルパス評価においては、医療計画に記載のある病院又は有床診療所が対象とされている。

その他

○ 分娩施設に係る課税特例措置

周産期医療の連携体制を担うものとして医療計画に記載された病院、診療所又は助産所が新築・増改築をした際に取得した不動産（分娩関連部分）について、価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が 2 年間講じられることとなる。